

特定退職金 共済制度

(新企業年金保険)

ご加入の
おすすめ



【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度にお申込みいただいた場合の事業主（共済契約者）および加入従業員（被共済者）の方々の氏名・性別・生年月日等個人情報（以下、「個人情報」という。）は、次のとおりお取り扱いさせていただきます。なお、お申込みにあたりましては、本取扱いについて加入従業員（被共済者）のご同意を加入申込書への記名・押印により確認させていただきます。

- ①本会は個人情報を本共済制度の事務手続きおよび本会が実施する各種サービスのご案内・ご提供のために使用するとともに、本共済制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるジブラルタ生命保険株式会社（当該保険契約の事務幹事会社。以下、「ジブラルタ生命」という。）およびアクサ生命保険株式会社（当該保険契約の共同取扱保険会社。以下、「アクサ生命」という。）にこれを提供いたします。
- ②ジブラルタ生命およびアクサ生命（以下、「引受保険会社」という。）は、本会から提供を受けた個人情報を各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、各商品・サービスのご案内、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、この目的の範囲内で本会および事業主（共済契約者）また他の引受保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供いたします。
- ③ご加入後、個人情報に変更が発生した際にも、引き続き本会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じて個人情報をお取り扱いいたします。
- ④新企業年金保険契約の引受保険会社が変わる場合は、事業主（共済契約者）および加入従業員（被共済者）の個人情報が変更後の引受保険会社に提供され引き継がれます。



山梨県商工会連合会

〒400-0035 甲府市飯田2-2-1 TEL.055-235-2115

制度の 特色

① 掛金は1人月額30,000円まで 非課税です。

本共済制度は所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として、国の承認を得ておりますので、事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に計上でき、従業員の給与になりません。
(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)

② 本共済制度を採用することにより、退職金制度が容易に確立できます。

③ 毎月定額の掛金を支払うだけで将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。

④ 退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

⑤ 中小企業退職金共済制度との重複加入も認められます。 ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入は認められません。

制度の取扱い

加入できる事業主(共済契約者)

商工会に加入している会員の事業所で、15歳から80歳までの従業員を雇用している事業主であれば誰でも加入できます。

加入するときは【任意包括加入】

本共済制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合には15歳から80歳までの全従業員を加入させなければなりません。

ただし、事業主、役員(使用人兼務役員を除く)もしくは事業主と生計を一にする親族は、本共済制度に加入できません。

なお、次のような方は加入させなくてもさしつかえありません。

- ・期間を定めて雇われている者
- ・試用期間中の者
- ・非常勤の者
- ・休職中の者
- ・パートタイマーのように労働時間の特に短い者
- ・季節的な仕事のために雇われている者

加入手続き

加入従業員(被共済者)の記名・押印による同意を得た「特定退職金共済制度加入(増口)申込書」および「預金口座振替依頼書」をご提出ください。

加入日はお申込みの翌月1日となりますが、毎月20日以降月末までのお申込みは翌々月1日となります。ただし、初回掛金の口座振替ができなかった場合は、加入日に溯って加入は取消されます。

被共済者証の発行

加入従業員(被共済者)に対して「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

請求手続き

加入従業員(被共済者)が退職、死亡または共済契約を解約するときは、「特定退職金共済制度脱退通知書兼退職(遺族)一時金・年金解約手当金請求書」に必要書類を添付してご請求ください。

掛 金

掛金月額

従業員1人につき1口1,000円で、最高30口まで加入できます。

口数の増加

お申出により30口を限度として加入口数を増加させることができます。

※本共済制度の掛金は全額事業主負担です。

掛金の払い込み

毎月21日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、ご指定の金融機関の預金口座から口座振替によって払い込みいただきます。

※6か月以上掛金の払い込みがない場合は共済契約が解除となります。

掛金の運用

本会がジブラルタ生命およびアクサ生命と締結した新企業年金保険契約に基づき、ジブラルタ生命およびアクサ生命に運用を委託しています。

なお、給付額は、将来の金利水準、その他の変動により改定されることがあります。

※掛金として払い込まれた金額(運用益を含む)は、いかなる理由があっても事業主に対しては返還されません。

給付金

本共済制度の給付金は、次のいずれかとなります。

①退職一時金

加入従業員(被共済者)が退職したときに支払われます。

②遺族一時金

加入従業員(被共済者)が死亡したときに、退職一時金に加入口数1口あたり10,000円を加えて遺族に支払われます。

③退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間20年以上で退職したときに、希望により10年間支払われます。

給付金の受取人

本共済制度の給付金の受取人は加入従業員(被共済者)となります。給付金は、加入従業員(被共済者)の指定口座に振り込んで支払います。

なお、本人死亡のときは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

税務と経理処理

●掛金は、全額損金または必要経費に計上できます。

●退職一時金は、退職所得となります。

●遺族一時金は、死亡退職金として相続税の対象となります。

●退職年金は、雑所得となります。

●解約手当金は、一時所得となります。

給付額試算表

(予定利率0.9%による試算額)

(単位:円)

	加入 年数	1□	2□	3□	5□	10□	15□	20□
退職 一時 金	3年	35,140	70,280	105,420	175,700	351,400	527,100	702,800
	4年	47,030	94,060	141,090	235,150	470,300	705,450	940,600
	5年	59,000	118,000	177,000	295,000	590,000	885,000	1,180,000
	6年	71,050	142,100	213,150	355,250	710,500	1,065,750	1,421,000
	7年	83,190	166,380	249,570	415,950	831,900	1,247,850	1,663,800
	8年	95,410	190,820	286,230	477,050	954,100	1,431,150	1,908,200
	9年	107,720	215,440	323,160	538,600	1,077,200	1,615,800	2,154,400
	10年	120,110	240,220	360,330	600,550	1,201,100	1,801,650	2,402,200
	15年	183,410	366,820	550,230	917,050	1,834,100	2,751,150	3,668,200
	20年	248,940	497,880	746,820	1,244,700	2,489,400	3,734,100	4,978,800
	25年	316,760	633,520	950,280	1,583,800	3,167,600	4,751,400	6,335,200
	30年	386,930	773,860	1,160,790	1,934,650	3,869,300	5,803,950	7,738,600
退職 年金 (月額)	20年	2,178	4,356	6,534	10,890	21,780	32,670	43,560
	25年	2,772	5,544	8,316	13,860	27,720	41,580	55,440
	30年	3,386	6,772	10,158	16,930	33,860	50,790	67,720

※制度の運営・維持のため、本会が毎月の掛金の中から2.0%の制度運営を控除します。

《給付額試算表の記載数値について》

給付額試算表の数値は次の前提で計算されており、今後変動(増減)することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- ①加入口数が加入者全体で18,000口以上の加入を前提としております。
- ②加入者全体の掛金が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
- ③給付額は運用実績による実績払いとなっており、積立金に対し付利する利率である予定利率は、事務幹事会社であるジブラルタ生命保険株式会社の予定利率(0.9%)を使用しております。予定利率については、将来変更される場合があります。

注1) 本共済制度は、本会がジブラルタ生命およびアクサ生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づき運営します。制度運営費および保険事務費が控除されますので、加入期間が短い場合には、一時金額が払込掛金累計を下回ることがあります。

注2) 引受保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者保護機構による契約者保護が図られますが、引受保険会社の財政状況に応じて削減される場合があります。

モデル退職金(従業員数10~49人の全産業)

(単位:円)

勤続 年数	高校卒		高専・短大卒		大学卒	
	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合	自己都合	会社都合
5年	340,000	503,000	380,000	548,000	415,000	604,000
10年	939,000	1,295,000	1,037,000	1,406,000	1,152,000	1,571,000
20年	2,986,000	3,833,000	3,263,000	4,105,000	3,689,000	4,624,000
30年	6,363,000	7,561,000	6,886,000	8,243,000	7,822,000	9,113,000
定年	—	10,927,000	—	11,547,000	—	12,278,000

※ 東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情(平成22年版)」より

※ 退職金額の水準は業種や規模、地域によって差があることを考慮して御利用下さい

ご加入の相談はお近くの商工会へ

※本会は、次の保険会社に資産運用を委託しています。

(引受保険会社)

ジブラルタ生命保険株式会社(事務幹事)

【甲府支社】〒400-0031 甲府市丸の内3-20-3 3F

☎ 0120-37-2269(コールセンター)

アクサ生命保険株式会社

【甲府支社】〒400-0858 甲府市相生2-2-17 TEL 055-226-5075